

鹿追町中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大抑止の推進に向けた北海道の緊急事態措置に伴う休業要請を受けて休業等に取り組んだ事業者（以下「休業等事業者」という。）に対し、本要綱により定める支援金を上乘せして交付するため、鹿追町補助金等交付規則（昭和59年4月28日規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、休業等事業者とは、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金（以下「北海道支援金」という。）」の趣旨を踏まえ休業した事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、北海道支援金の交付決定を受けた町内の中小企業等を営む者とする。

2 町税を完納している者とする。ただし、税の猶予等の措置がされている場合はこの限りではない。

(支援の額)

第4条 町が交付する支援金の額は、一事業者100千円とする。

(支援金の交付申請)

第5条 交付対象者は、鹿追町中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金交付申請書（第1号様式）に、北海道支援金の交付決定書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第6条 町長は、支援金の交付を決定したときは、鹿追町中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金交付決定通知書（第2号様式）により、その内容等を交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金交付決定を取り消し、また既に交付した支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 北海道支援金の交付決定が取り消されたとき。
- (3) その他この要綱及び関係法令に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、交付決定取消通知書（第3号様式）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項に基づく取消しを行った場合には、規則第15条の規定に基づき、返還

の期限を定めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。